

告 示

埼玉県告示第八百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和六年七月三十日

埼玉県知事 大野元裕

A B C 薬局	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
新座市道場一一六一一	みかりば・小幡歯科 医院	狭山市狭山台三一三一一	令和六年七月三十一日
			令和六年六月二〇日